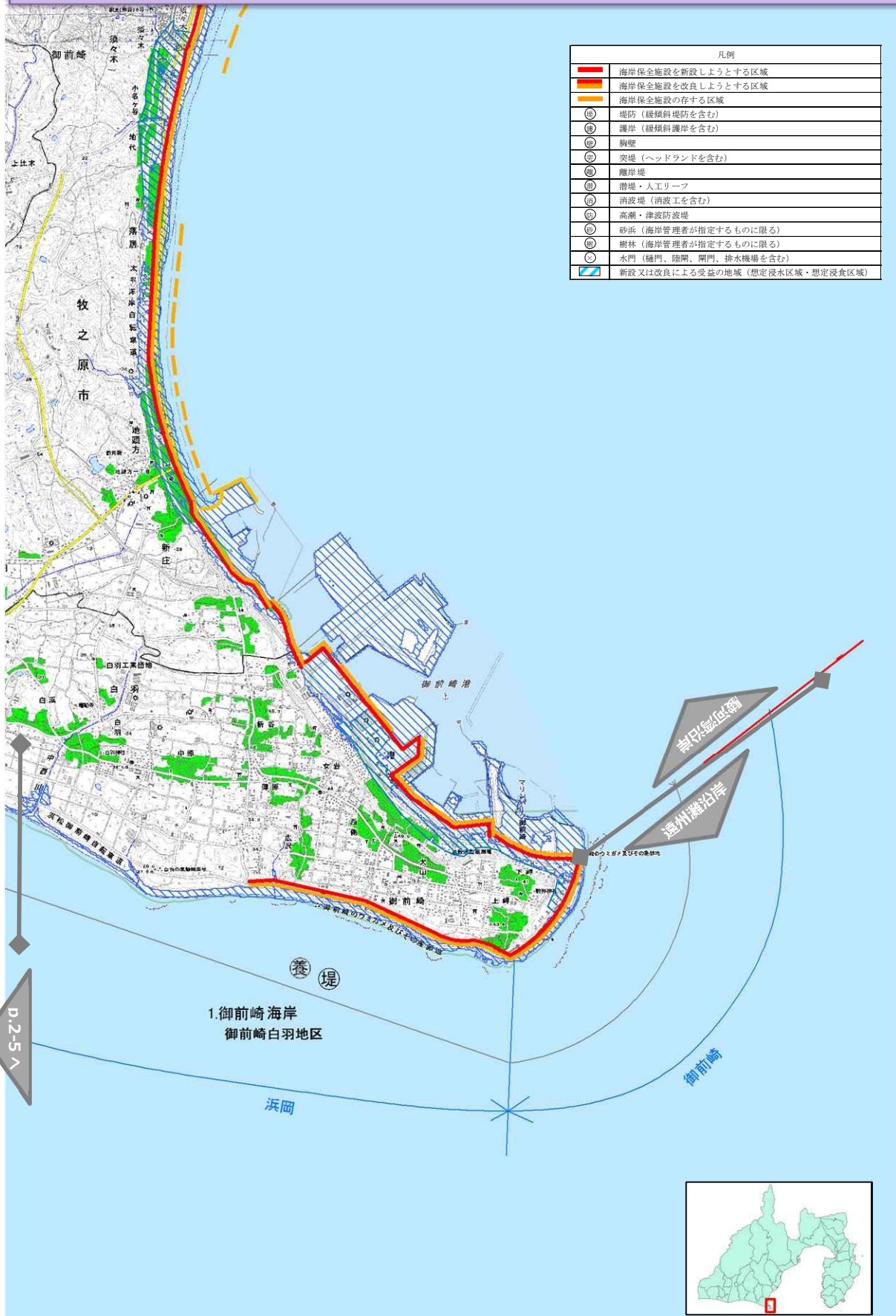


2-5. 維持修繕図

遠州灘沿岸 維持修繕図

(海岸 No1)

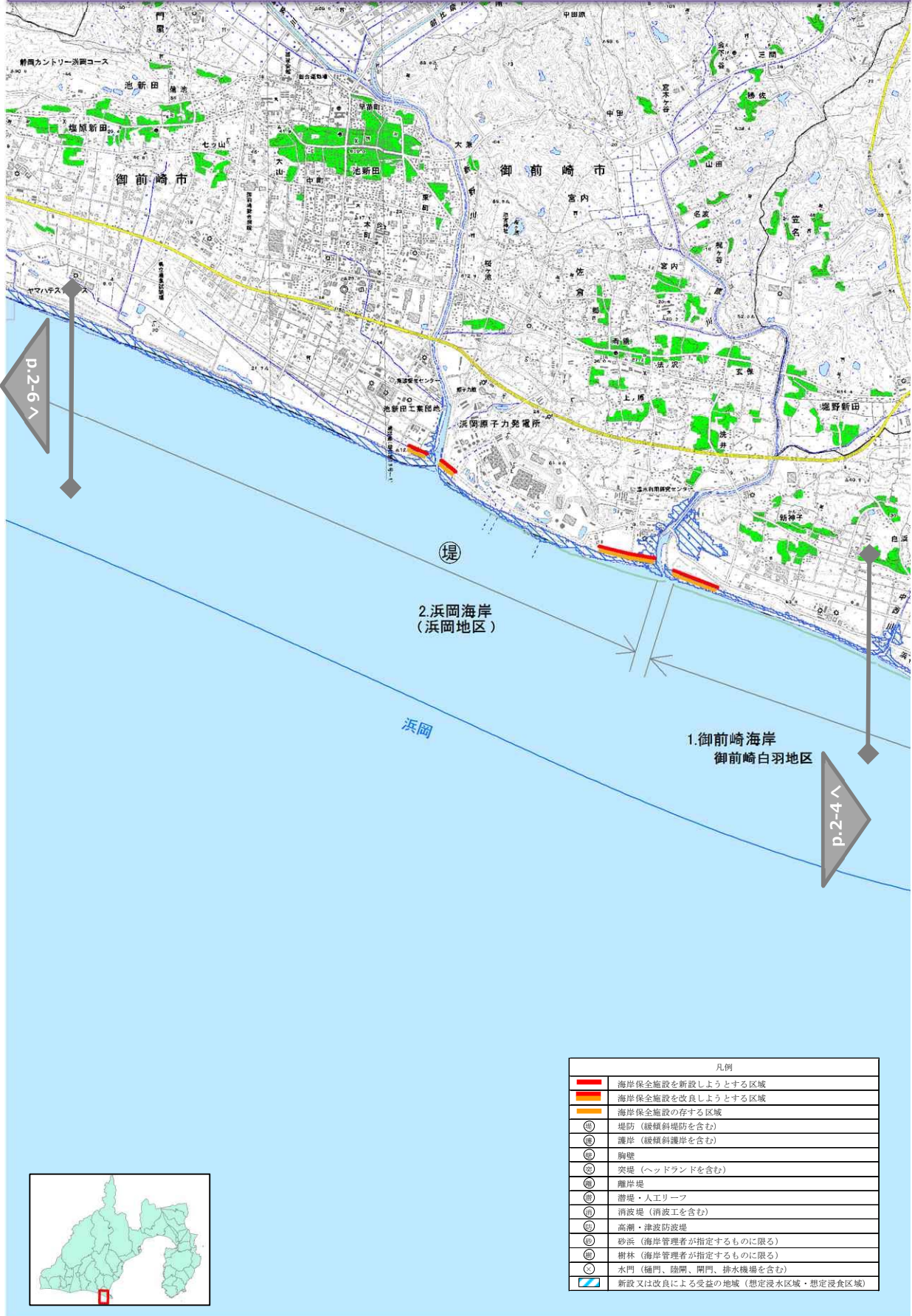
1/10



遠州灘沿岸 維持修繕図

(海岸 No1~2)

2/10

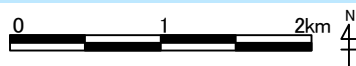


一: 地域海岸の起終点

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高瀬・津波防護堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (種門、陸門、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定浸食区域)



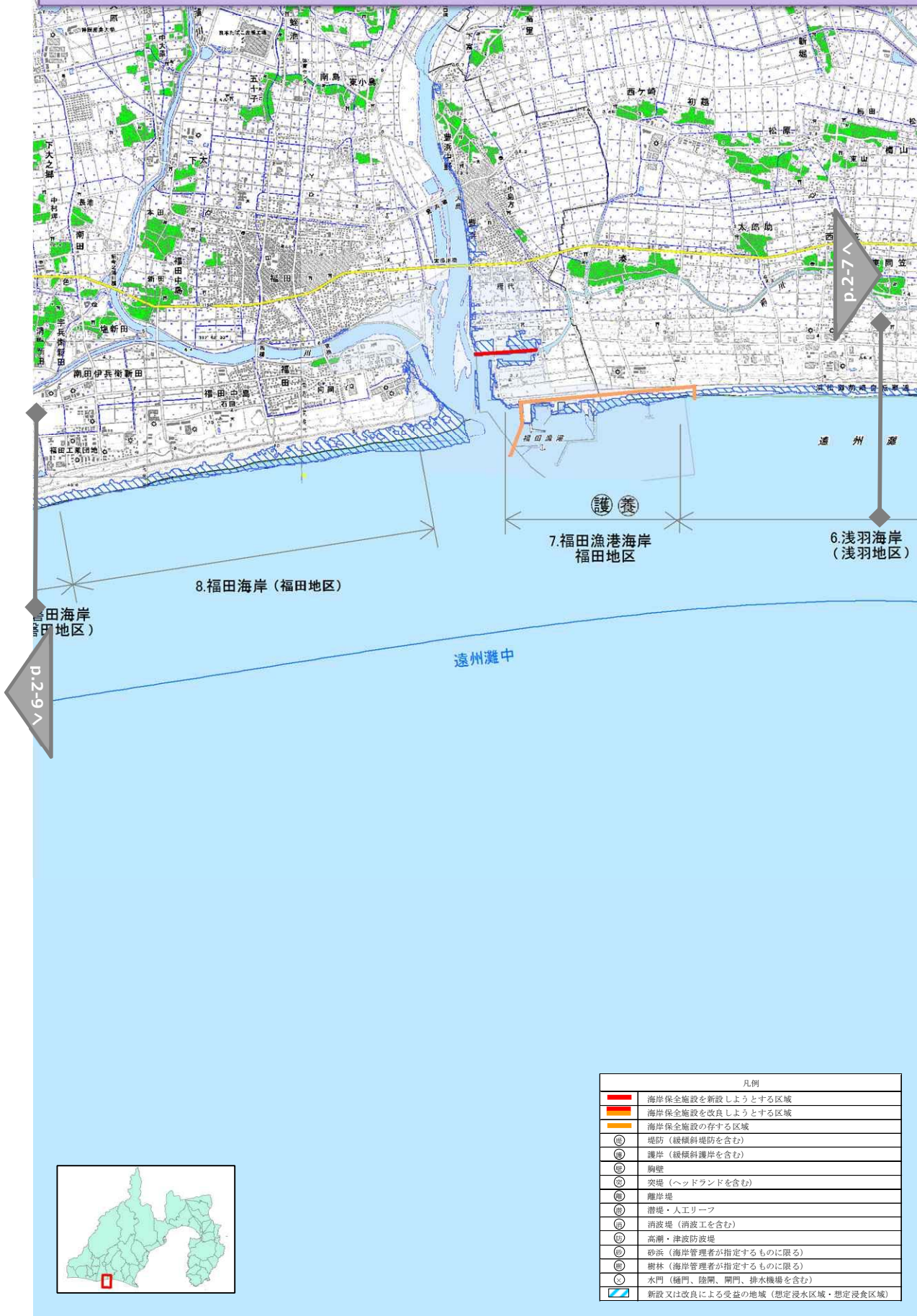
一: 地域海岸の起終点



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	遊場・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防護堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸門、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定浸食区域)



一: 地域海岸の起終点



→: 地域海岸の起終点

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	番堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高瀬・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸門、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定浸食区域)

遠州灘沿岸 維持修繕図

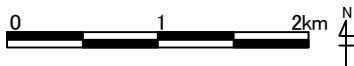
(海岸 No9~10)

6/10



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	番堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防護堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸門、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定浸食区域)

一：地域海岸の起終点



遠州灘沿岸 維持修繕図

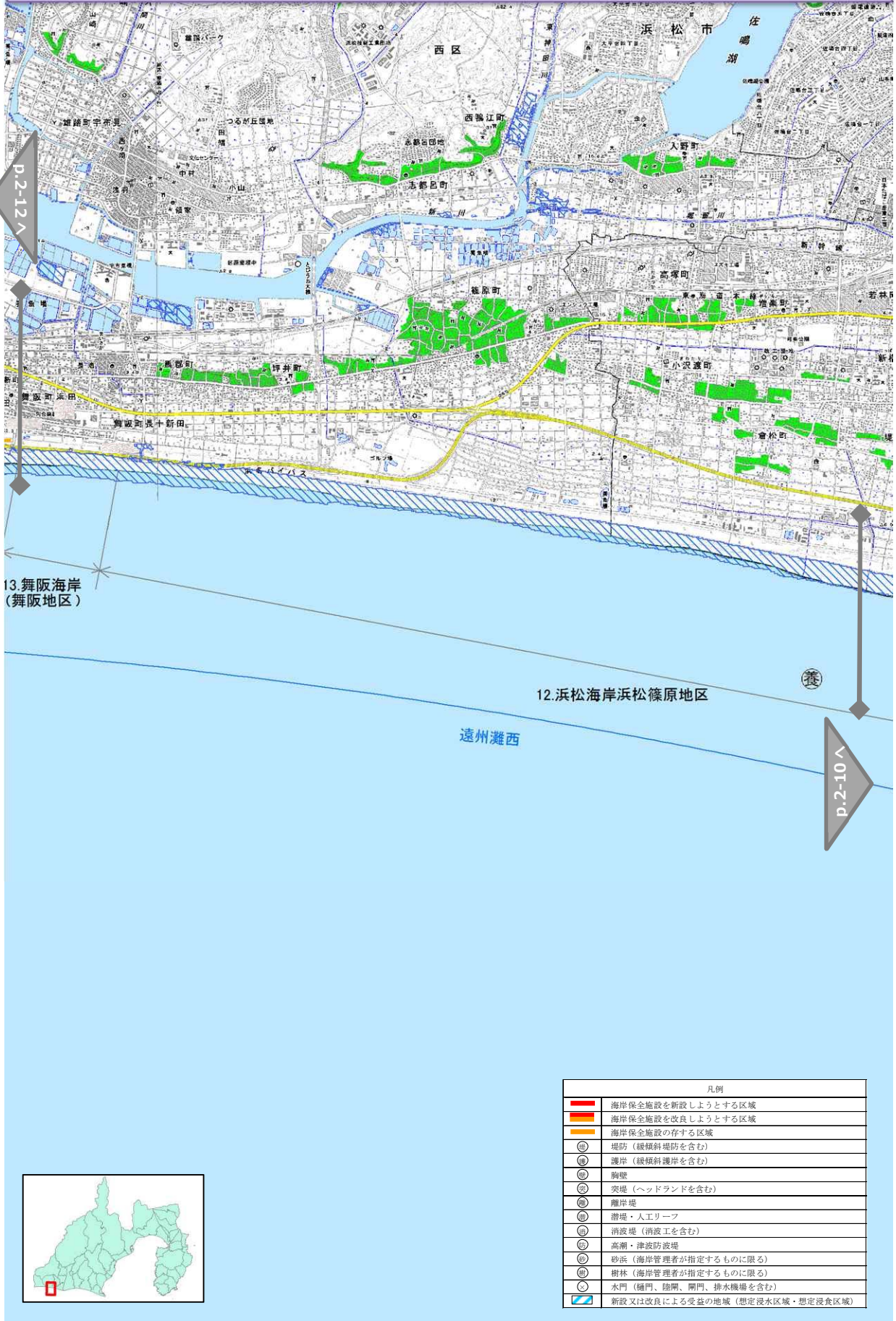
(海岸 No11~12)

7/10



→: 地域海岸の起終点





13 舞阪海岸
(舞阪地区)

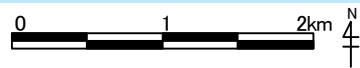
12 浜松海岸浜松篠原地区

遠州灘西



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	灌漑・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防護堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸門、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定浸食区域)

→: 地域海岸の起終点



遠州灘沿岸 維持修繕図

(海岸 No14~16)

9/10



16.新居海岸 (新居地区)

15.浜名港海岸
新居地区

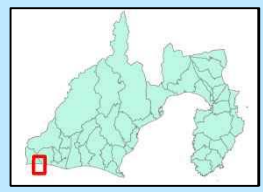
14.浜名港海岸
舞阪地区

13.舞阪海岸
(舞阪地区)

p.2-13

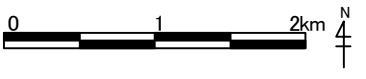
p.2-11

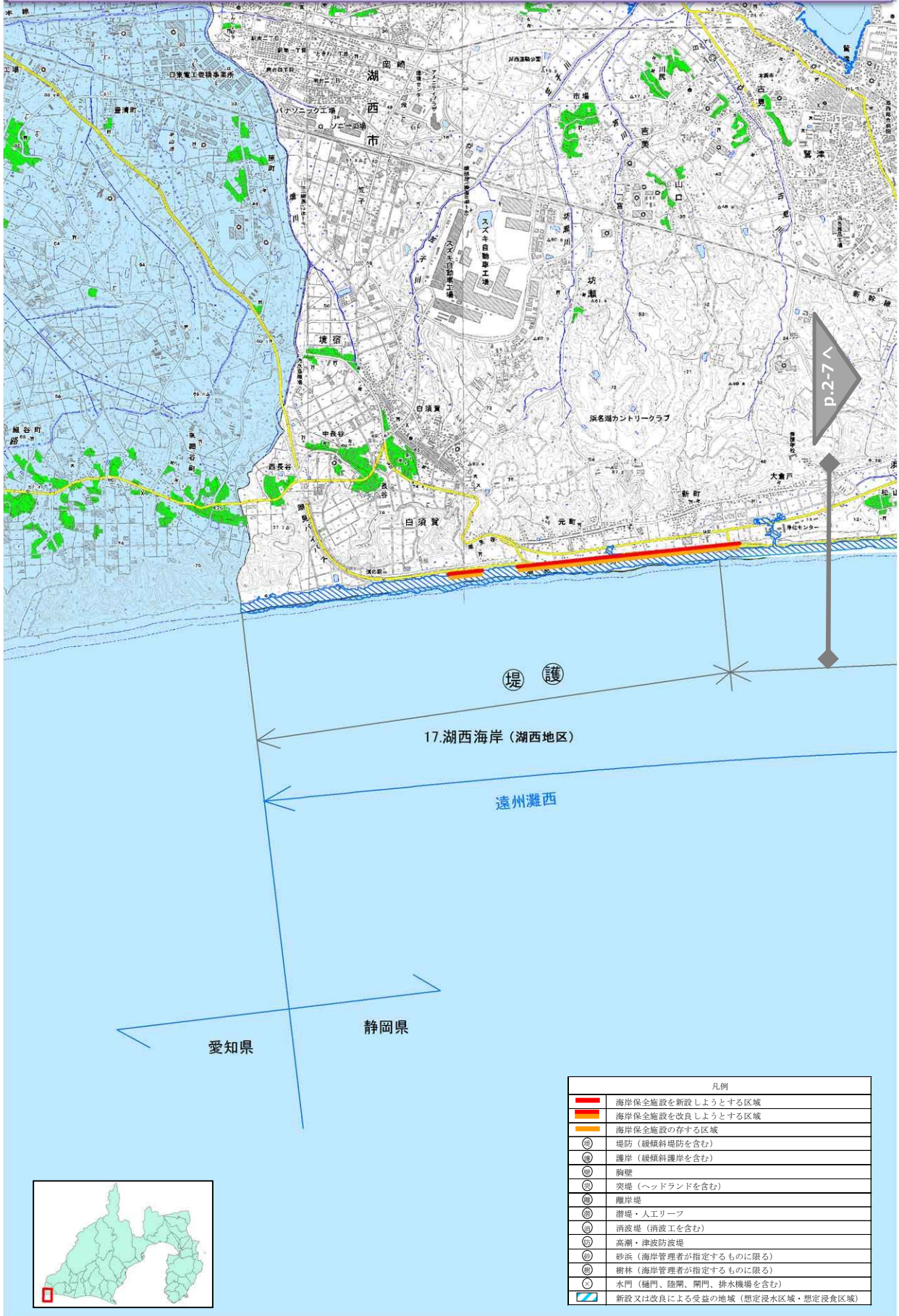
遠州灘西



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (橋門、陸門、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定浸食区域)

→: 地域海岸の起終点





17.湖西海岸 (湖西地区)

遠州灘西

愛知県

静岡県



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波場 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸門、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定浸食区域)

→: 地域海岸の起終点



3. 今後の取り組み方針

遠州灘沿岸の海岸保全基本計画策定後の取組の方針として、以下のものがあげられる。

○総合土砂管理等に向けて関係機関との連携強化

遠州灘沿岸における砂浜の保全・回復においては、静岡県と愛知県、両県が連携し働きかけ、河川管理者などが中心となった総合的な土砂管理システムの構築が必要であり、今後も引き続き情報交換や調査・研究を行い、海浜状況の変化に適切に対応できる体制づくりを進めていくものとする。また、砂丘や海食崖等の変化、多様な生物・生態系等の実態把握に関する、継続的な調査・研究体制についても、同様に関係者との連携・調整を図っていくものとする。

○津波への対応

海岸保全施設の整備についてはレベル1津波を防護の目標とするが、海水が堤防等を越えて浸入した場合にも、出来るだけ被害を最小限に抑えるため、ハード（施設整備等）、ソフト（避難対策等）の対策を組み合わせた「多重防御」による総合的な防災・減災対策を推進する。具体的には、命山や津波避難タワーの設置、津波避難ビルの指定などによる避難体制の構築、「静岡モデル※」の整備による津波浸水区域の低減、内陸部への展開等を市町や企業等と連携して海岸の防護を進める。

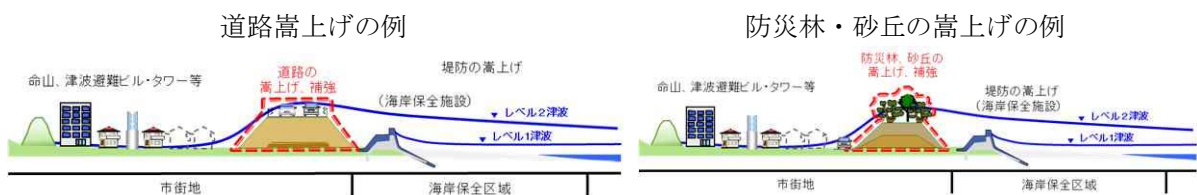


総合的な防災・減災対策のイメージ

※静岡モデル：

津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対して、海岸保全施設に加え、レベル1を越える津波のエネルギーを減衰させる、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による津波に対し安全度を向上させる施設整備。

静岡モデルの代表的なイメージ



○地球温暖化に伴う気象変動への対応

地球温暖化に伴う海面上昇や気象・海象条件の変化に備えて、潮位観測等を継続的に実施していく。潮位観測等の結果については、国や沿岸自治体と連携して、必要に応じて防護水準に加味していく。

○海辺での不法投棄等ごみ問題や流入河川の水質改善への対応

海辺のごみ放置や不法投棄に対しては、定期的な監視、ゴミ等の回収への支援やモラル向上のための啓発活動が必要となる。また、流域の土地利用や陸域からの排水に影響を受ける流入河川の水質に対しては、海域の水質維持のためにも水質保全への取組が必要となる。いずれの問題も沿岸全体で取組む課題であり、国・県・市町の関係機関や民間団体等との連携・調整を図りながら、検討を行っていくものとする。

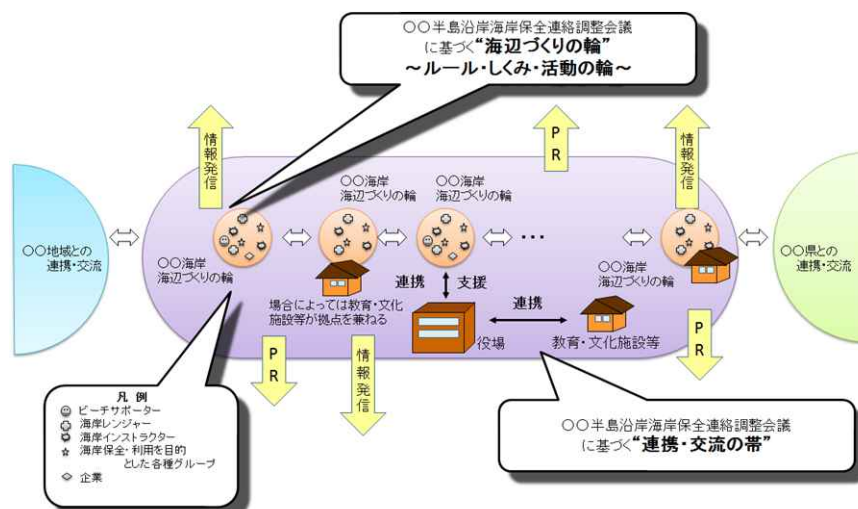
○沿岸の環境保全や適正利用に向けた対応

遠州灘沿岸の環境保全や適正な利用に向けて、環境教育や環境愛護思想の啓発を進めていくことが重要であることから、現在各地域で行われている様々な活動や取組が、沿岸全体で連携できるように、ネットワークづくりを進めるとともに、その内容を広く情報発信していくものとする。

○市町・民間団体等との連携の強化

海岸における自然環境や人々の利用は多種多様であることから、海岸管理者をはじめとして、沿岸市町、地域住民、各種団体など、海岸に関わるすべての関係者が、協働・連携・分担して、総合的な見地から対処していくものとする。

また、本基本計画書をはじめ、その他海岸に関する情報について、地域住民や海岸利用者がわかりやすいように、パンフレット、広報誌及びホームページ等を通じて情報提供や共有に努めていくものとする。



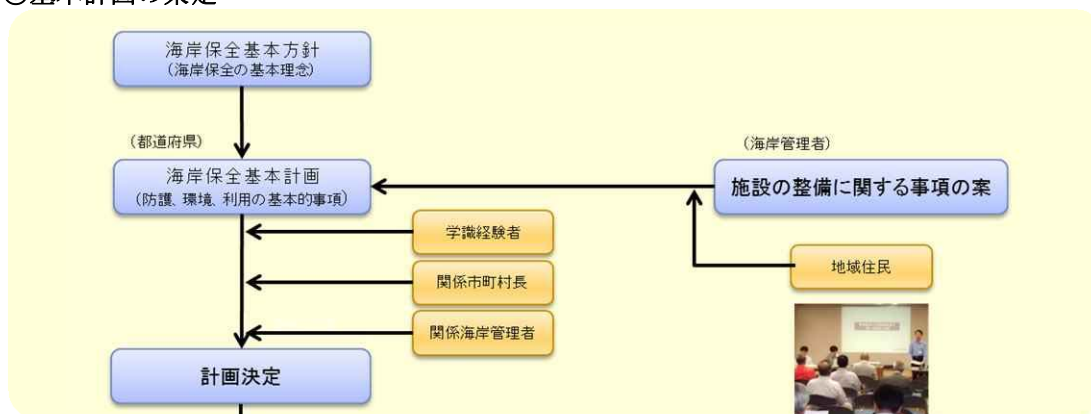
海辺づくりの輪と広域的なネットワークづくりのイメージ

○地域の实情に配慮した施設整備

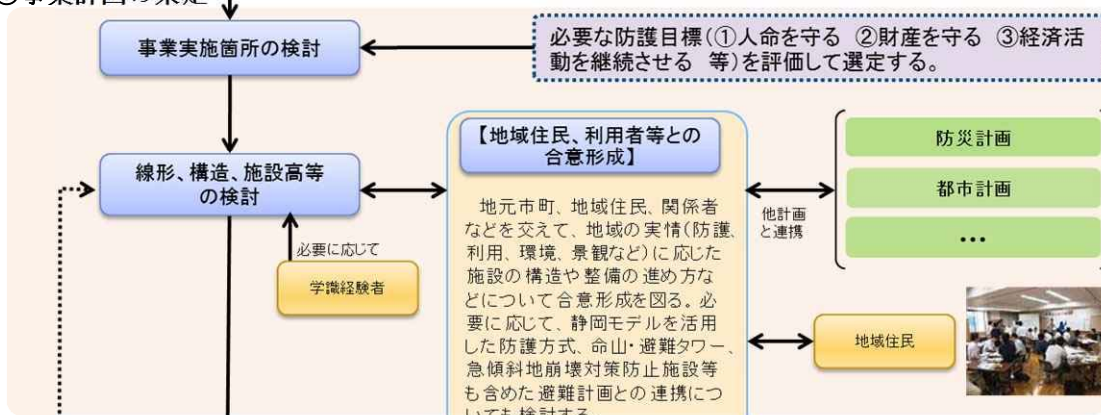
今後の海岸保全施設の整備にあたっては、関係機関及び地域住民等と協議しながら、それぞれの地域の地形やまちづくりの方向性等様々な要素を総合的に考慮し、地域における合意形成を十分に行っていくことが重要である。

以下に示すとおり、基本計画の策定から施設整備に至る各段階において、地域住民の意見交換を実施するとともに、市町が策定する防災・減災対策や地域の環境・利用状況と整合をとった施設整備に努めるものとする。

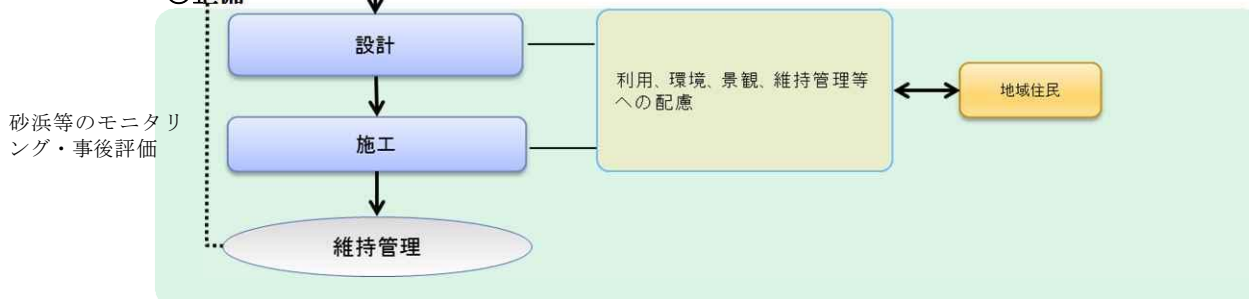
◎基本計画の策定



◎事業計画の策定



◎整備



留意点①：景観の配慮については、十分な配慮が求められていることを踏まえ、海岸保全施設の景観・デザインのみならず、周辺の景観や環境との調和や地域の個性などを、それぞれの地域特性に応じて図る。連続的な構造物における高さの変化点についても、周辺の地形や景観に馴染む擦り付け等を行う。このためには、必要に応じて学識経験者、有識者等の指導・助言を受けたり、「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き（H23.11 国土交通省）」、「海岸景観形成ガイドライン(H18.1 国土交通省、農林水産省）」、「ふじのくに色彩・デザイン指針（H23.12 静岡県）」などを活用する。

留意点②：維持管理への配慮については、施設を設計する段階から、地域住民等の利用や維持管理への参画の視点及び長寿命化の視点も加えて、構造や材料等を選定する。

○社会情勢の変化への対応

本計画策定後において、地域状況の変化や社会経済状況の変化など、様々な要因により海岸を取り巻く状況や海岸への要請に大きな変化が認められた場合、計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容を再整理し、適宜、見直すこととする。そのためにも、自然環境や社会経済状況についての情報収集・整理や海岸への要請の把握に努めていくものとする。

また、災害等の発生により新たに施設整備の必要性が生じた場合においても、計画の基本的事項に基づいて適宜、対応していくこととする。

さらには、今後、新たな研究成果や検討結果が公表された際にはそれら最新の知見を踏まえた施設整備となるよう弾力的な事業の実施・運用を行なうこととする。

遠州灘沿岸海岸保全基本計画検討委員会名簿

≪静岡県（平成13年10月～平成15年7月）≫

氏名	所属等	備考
磯部 雅彦	東京大学大学院教授	※静岡県検討委員会委員長
土 隆一	静岡大学名誉教授	※
鈴木 克美	東海大学海洋研究所特任教授	※
竹内 礼子	「静岡の文化」編集事務局長	※
海野 登光	アウトドアプランナー	※
原 剛三	県漁連代表理事・会長	
鈴木 與平	清水港船舶代理店会会長	
杉野 孝雄	県自然環境調査委員会植物部会長	
内海 禮子	静岡海洋スクールインストラクター	
小嶋 善吉	県市長会 会長	
池田 藤平	県町村会 会長	

敬称略

注) ※は全体委員会の委員を兼任

≪静岡県（平成25年11月～平成26年7月）≫

氏名	所属	備考
佐藤 慎司	東京大学大学院教授	
青木 伸一	大阪大学大学院教授	
阿部 郁男	常葉大学准教授	
原田 賢治	静岡大学准教授	
岡田 智秀	日本大学准教授	
荒川 邦夫	静岡県漁業協同組合連合会代表理事会長	
杉野 孝雄	遠州自然研究会会長	
宮田 優治	静岡・海辺づくりの会会長	
原田 英之	静岡県市長会（袋井市長）	
太田 長八	静岡県町村会（東伊豆町長）	

敬称略

《静岡県（平成27年9月～）》

氏名	所属	備考
佐藤 慎司	東京大学大学院教授	
青木 伸一	大阪大学大学院教授	
阿部 郁男	常葉大学准教授	
原田 賢治	静岡大学准教授	
岡田 智秀	日本大学教授	
荒川 邦夫	静岡県漁業協同組合連合会代表理事会長	
杉野 孝雄	遠州自然研究会会長	
宮田 優治	静岡・海辺づくりの会会長	
原田 英之	静岡県市長会（袋井市長）	
田村 典彦	静岡県町村会（吉田町長）	

敬称略